ないが、固より公式の稱呼でなく、質は陣屋 これより後も大聖寺城といふことのないでは は山下に館を起させ、年末に至つて入部した。 は、寛永十六年六月二十日であつたが、利治 を大聖寺に分封することを請うて許されたの 築悉く撤廢せられた。前田利常がその子利治 居た。寛永十五年幕府一國一城の制を布いた 爲、本丸・臺所丸・戶次丸・鏡・丸・局丸等の構 り、元和元年の役には津田道供重久がこ」に だ。十九年 大坂冬陣に 甲斐亦 留つて 之を守 廣を置き、十六年長廣の子甲斐その後を襲い き、十年十一月長秀が歿したので近際大和長 代らしめ、八年權太夫死後横山因幡長秀を置 澤城に誅せられるに及び、小塚權太夫をして 備せしめること」した。後七年五月長知の金 つたが、九月十五日前田利長の再び南上する 等を撤退させた。因つて大聖寺城は空城とな せたが、その越前より班軍するに及び、一孝 衛重廉・有賀桑六直政を 置いて この城を守ら この城に圍み、八月三日途に之を屠つた。是 に於いて利長は、篠原出羽守一孝・加藤宗兵 た時には、前田利長は東軍に屬して、宗永を 永大聖寺に來り、五年豐・徳二氏の鷽を構へ 三年北、庄なる小早川秀秋の臣山口玄蕃允宗 られるに及び、秀勝は秀政の興力となり、慶長 閏八月江沼・能美二郡の堀久太郎秀政に 領せ を除かれたが、秀勝は尚大聖寺に在つた。同年 せた。十三年長秀歿し、子長重越前・加賀の封 二年秀政の子左衛門督秀治の越後高田に移さ て北、庄に治した、丹羽五郎左衛門長秀に屬さ 越前及び加賀の江沼・能美二郡を領し 、秀勝も亦之に從らて新發田に去つた。 太田但馬長知を大聖寺城に入れて守

の制であつた。

ダイショウジジンノキ 大聖寺陣之記 一 がイショウジジンノキ 大聖寺陣之記 一 の丹羽長重の軍と淺井畷に戰ひ、後利長が長 の丹羽長重の軍と淺井畷に戰ひ、後利長が長 でを、十二項の一つ書にして簡潔に記してあ る。終に『加州淺井繩手の様子、成田半右衛 る。終に『加州淺井繩手の様子、成田半右衛 る。終に『加州茂井繩手の様子、成田半右衛

なイショウジソンメイチョウ 大聖寺村名 様 大聖寺藩の領内江沼郡百三十五ヶ村・能美 様 大聖寺藩の領内江沼郡百三十五ヶ村・能美 様 大聖寺藩の領内江沼郡百三十五ヶ村・能美 様 大聖寺藩の領内江沼郡百三十五ヶ村・能美

津等に問屋を設けて販路を開拓した。弘化元地に之を 播種せしめたるに起り、大聖寺・月せしめ、郡内各村の草高に比例分配して、荒明の時、老臣神谷内膳に茶實を山城より購入明の時、老臣神谷内膳に茶實を山城より購入

はれる。→スヒサカヤキ 吸坂焼。 焼の一種で、久保次郎兵衛の作であらうとい 黄・赤の各色に 仁清風の 雅味あるもの。吸坂 黄・赤の各色に 仁清風の 雅味あるもの。吸坂 田本で、上に白釉をかけ、繪附の緑・紺青・ ので、大に白釉をかけ、繪附の緑・紺青・ はれる。→スヒサカヤキ 吸坂焼。

月十八日亦災に催り、享和元年作事物置場よ

等を焼失したことがある。利道の明和八年十

故、儼然たる殿閣の設備を有せなかつたものり 出火した。併し この邸は 控屋 敷であつた

ダイショウジノタタカヒ 大聖寺の戰→ケ

の長屋災に罹り、利之の文政八年十二月九日 とがある。利道の元文三年正月廿九日この邸 五年正月十二日にも、中屋敷の門前より出火 年十一月廿九日亦災に罹り、利章の時享保十 受けるに及び、直に上屋敷に充てたものであ 寛永四年よりこゝに在つたが、十六年分封を その面積五千七百五歩。蓋し藩祖前田利治、 して茅町に延焼し、途に上屋敷を焼亡したこ の出火に類焼した後邸地の形狀を正し、増し る。利明の天和二年十二月廿八日駒込大圓寺 すのは非である。もと加賀藩本郷邸の一部で、 郷茅町に在つた。武鑑に之を下谷池之端と記 邸 て五千九百九十七坪となり、利直の元祿十六 ダイショウジハンエドテイ (一)上屋敷―大聖寺藩の江戸上屋敷は本 大聖寺藩江戸

(三)下屋敷一下屋敷は駒込千駄木町に在つて、面積一萬步餘。利章の正德二年十一月十て、面積一萬步餘。利章の正德二年十一月十二日類燒、利精の安永九年三月夜廻り小屋より出火、及び利之の文化十年正月屋敷積竹垣に残、同年六月二十日足輕小屋燒失等のことがあり、夫人の隱棲後多く之を居館に充てた。の上屋敷の地は元來加賀藩有であつたものであるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年あるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年あるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年あるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年あるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年あるから之を選し、中屋敷・下屋敷の地は四年かられ、之に存する家屋は七月十八日買受けてられ、之に存する家屋は七月十八日買受けてられ、之に存する家屋は七月十八日買受けては居に當てた。

ダイショウジハンケイフ 大聖寺藩系譜

明和八年九月井上治兵衞逸齋之を撰じて、大昭和八年九月井上治兵衞逸齋之を撰じて、大忠寺帝主 前田利道の 生母 桂林院に 與へたも 幕府に提出する必要があつて、逸齋の子新右幕府に提出する必要があって、逸齊の子新右